

平成21年 第2回定例会
政策総務常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1 紀州県税事務所における不動産取得税の課税誤りについて 1
- 2 三重県農村地域における県税の特例に関する条例について 2
- 3 審議会等の審議状況について 3
 - (1) 三重県公益認定等審議会
- 4 伊勢庁舎建設工事の状況について 4

平成21年12月11日
総 務 部

1 紀州県税事務所における不動産取得税の課税誤りについて

1 内容

紀州県税事務所管内における平成21年度分の不動産取得税において、新築家屋分の41件を過大に算定したため、合計で255,700円多く課税してしまいました。

【対象家屋】

紀州県税事務所管内(熊野市、御浜町、紀宝町)において平成20年に新築された家屋 41件

【課税額等】

4,778,400円(当初課税額) - 4,522,700円(訂正後課税額) = 255,700円

2 課税誤りの原因等

家屋についての評価は、3年毎に改正される固定資産評価基準により、延床面積300㎡以上の非木造家屋については県が評価し、それ以外については市町が評価し、その評価結果については、不動産取得税及び固定資産税の課税にそれぞれ相互に援用しています。

不動産取得税と固定資産税の賦課期日の違いから、固定資産評価基準が改正される年においては、県は旧固定資産評価基準により評価し、市町は新固定資産評価基準により評価するため、市町の評価に調整係数を乗じて不動産取得税を算出することとなります。

しかしながら、平成20年に新築された家屋に対し、この調整係数を乗じることなく税額を算出してしまったため、過大に不動産取得税を課税してしまいました。この課税誤りは、税務政策室の定期事務点検により判明したものです。

なお、上記内容について、11月27日に報道発表を行いました。

3 これまでの対応状況

今回納め過ぎとなった方々全員に対して、早急に謝罪と説明を行い、ご理解を得ることができ、納め過ぎとなった税額については、12月9日までに全額還付しました。

なお、1件あたりの還付額は100円～32,600円であり、還付加算金は還付額が少額のため発生しません。

4 今後の対応等

今後は、再発防止策として、税務政策室が中心となって職員研修を進めるとともに、県税事務所におけるチェック体制や税務政策室の事務点検の強化を行います。

2 三重県農村地域における県税の特例に関する条例について

農村地域工業等導入促進法に基づく県税の特例措置は、本県においては昭和46年に条例を制定し実施してきたところですが、本特例措置の適用条件等を定めた租税特別措置法及び条例の適用期限が平成21年12月31日となっており、平成22年1月1日以降は適用がなくなります。

1 制度の概要

農村地域の振興を促進するため、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区において、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の用に供するため、租税特別措置法に規定された設備を新設または増設した場合に、個人・法人の事業税、不動産取得税、県固定資産税について課税を免除するものです。

また、課税免除の実施に伴う減収に対しては、地方交付税による補てん措置が行われています。

※ 租税特別措置法に規定された設備とは、① 取得価額の合計が3,000万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業にあっては当該設備を事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数が15人を超えるもので、② その新設または増設が平成21年12月31日までに行われているものです。

2 特例措置の対象地域

大紀町大宮、大紀町大内山、紀宝町紀宝

3 適用実績

(単位：千円)

| 税目 区分 | 個人事業税 | | 法人事業税 | | 不動産取得税 | | 県固定資産税 | | 合計 | |
|----------|-------|----|-------|---------|--------|---------|--------|----|----|---------|
| | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 | 件数 | 税額 |
| 16年度 | 0 | 0 | 9 | 444,401 | 6 | 210,487 | 0 | 0 | 15 | 654,888 |
| 17年度 | 0 | 0 | 12 | 58,883 | 3 | 12,642 | 0 | 0 | 15 | 71,525 |
| 18年度 | 0 | 0 | 6 | 6,704 | 2 | 12,831 | 0 | 0 | 8 | 19,535 |
| 19年度 | 0 | 0 | 6 | 2,363 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 2,363 |
| 20年度 | 0 | 0 | 3 | 845 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 845 |
| 21年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 平成21年度は平成21年11月末時点の実績

4 今後の対応

現在、国の政府税制調査会における本特例措置の取扱いが確認できないことから、県としては、国の対応を見極めた上で、平成22年第1回定例会に関係条例案を提出したいと考えています。

3 審議会等の審議状況について
(平成21年9月16日～平成21年11月23日)

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公益認定等審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成21年10月14日 |
| 3 委 員 | 会 長 平松 正敏 会長代理 遠島 敏行 委 員 河邊 毅寿 外4名 (うち1名欠席) |
| 4 諮問事項 | 移行認定申請に係る諮問 (1件) |
| 5 調査審議結果 | 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当である。 |
| 6 備 考 | ○次回開催予定 未定 |

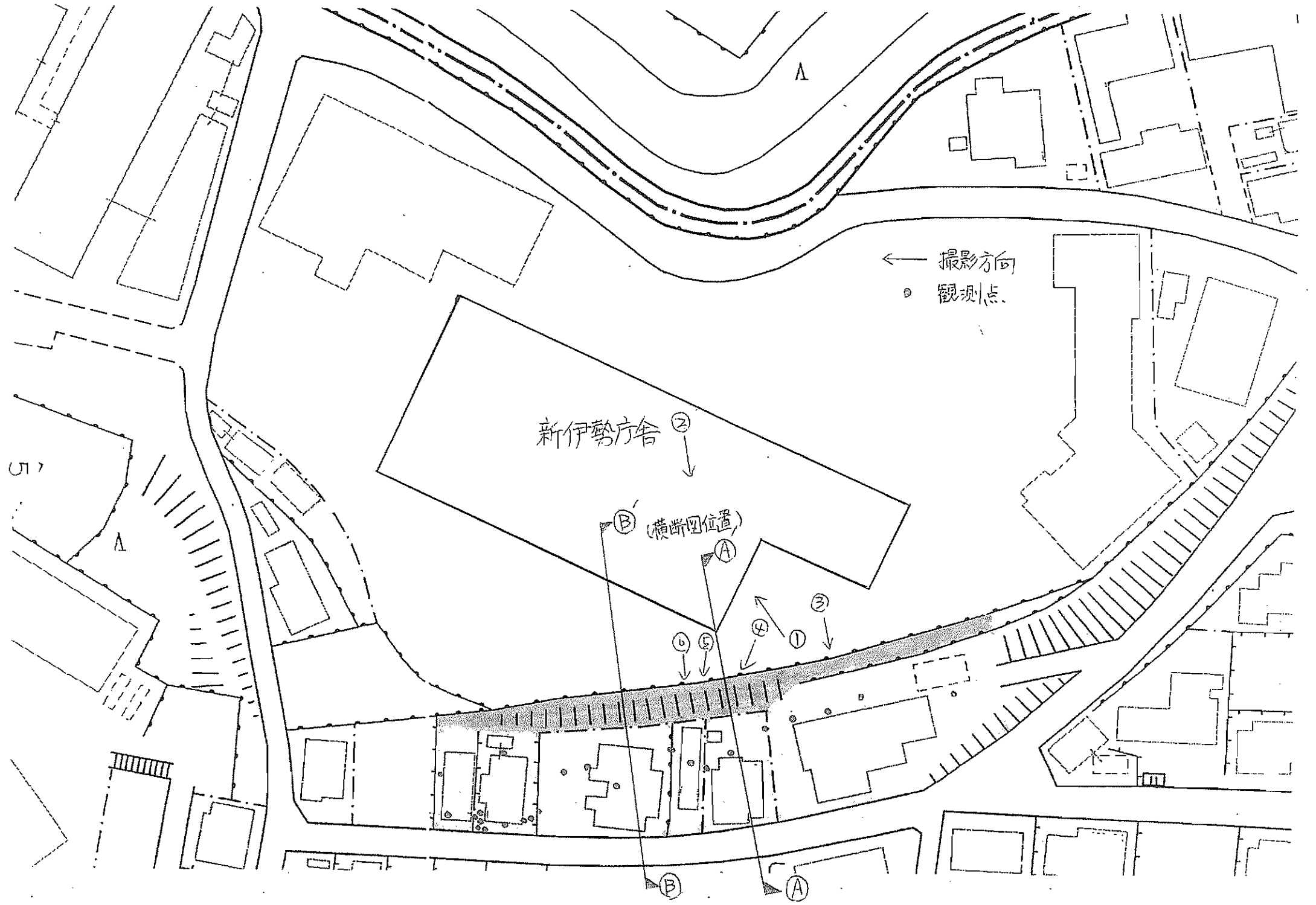
4 伊勢庁舎建設工事の状況について

1 経緯

- (1) 伊勢庁舎建設工事につきましては、設計段階、工事着手前において敷地周辺の状況を勘案して無振動を基本とする工法等により、9月7日に杭工事に着手し、10月26日には杭工事を終え、現在基礎工事を行っています。なお、工事の施行に先立つ建物等の現状調査は実施済みです。
- (2) 11月16日、25日、30日に工事現場南側隣接地（高台）の住民の方から、「玄関ドアの開閉がしにくくなった」、「コンクリートブロック等にクラックが見つかった」等との苦情が寄せられ、その都度、担当者と工事業者が現地に赴き、状況を確認しました。クラックへの雨水の浸入を防ぐためブルーシートをかけたり、玄関ドアの鍵がかからない損傷には、機能を回復する修繕を行いました。
- (3) 12月3日（木）、隣接地の影響の出ている6戸の方々に原因調査及び対策の検討に取りかかることなどを説明しました。なお、原因が特定されるまで工事を見合わせる等の対応がとれないかとの要望がありました。
- (4) 12月4日（金）の午後から工事を見合わせるとともに、損傷があった住民宅を訪問し、さらに応急的な修繕や雨水対策が必要な箇所への対応を行いました。また、一日3回（朝・昼・夕）クラック等の観測を行うこととしました。
- (5) 12月4日（金）から6日（日）まで3日間の観測の結果、クラック等に変動はありませんでしたが、クラック等の観測は1日2回（朝・夕）で継続して実施することを12月7日（月）の午後、隣接地の6戸の方々に説明を行い、了解を得ました。

2 今後の対応

- (1) 県工事による影響があると考えられることから、現在工事を見合わせるとともにクラックや擁壁等を引き続き観測しています。
- (2) 地質の専門家のご意見を参考にして、原因究明と必要な対策を検討するため、必要な調査等（地形変化観測、地質調査、土質試験）の準備を取り急ぎ進めています。
- (3) 今後、調査結果に基づき適宜関係住民への説明及び協議を行い、情報の共有を図るとともに必要な対策を講じてまいります。



新伊勢庁舎 ②

← 撮影方向
● 観測点

③ (横断面位置)

③

④

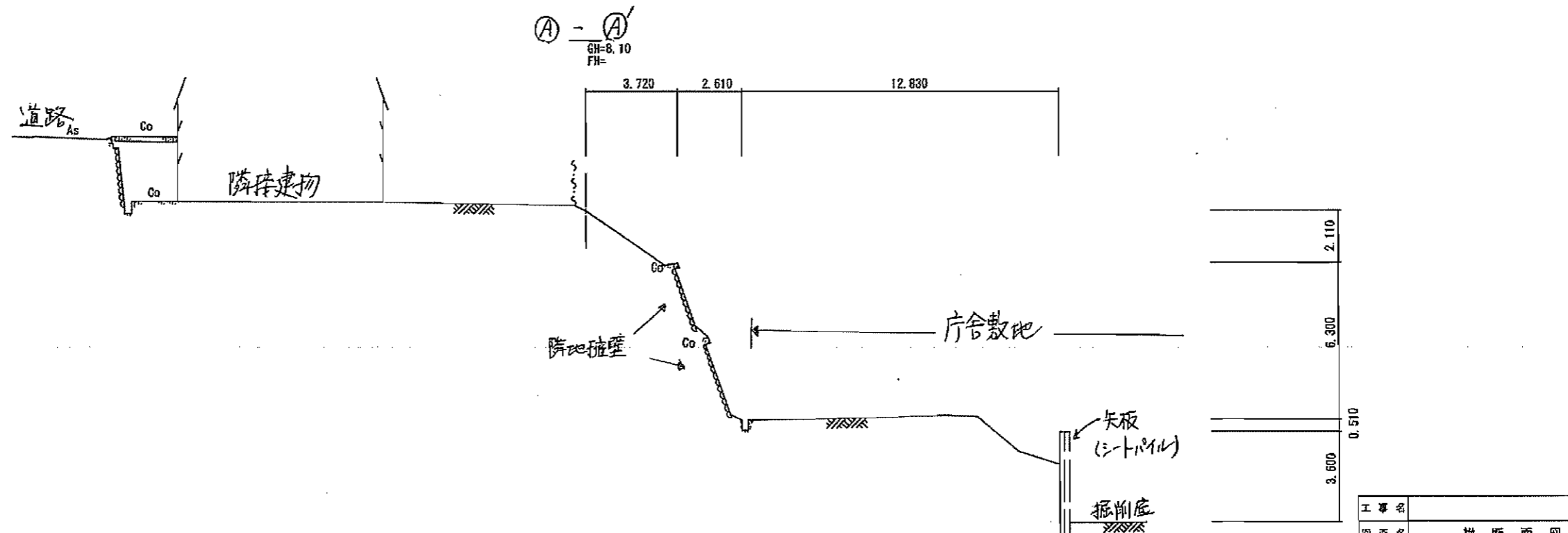
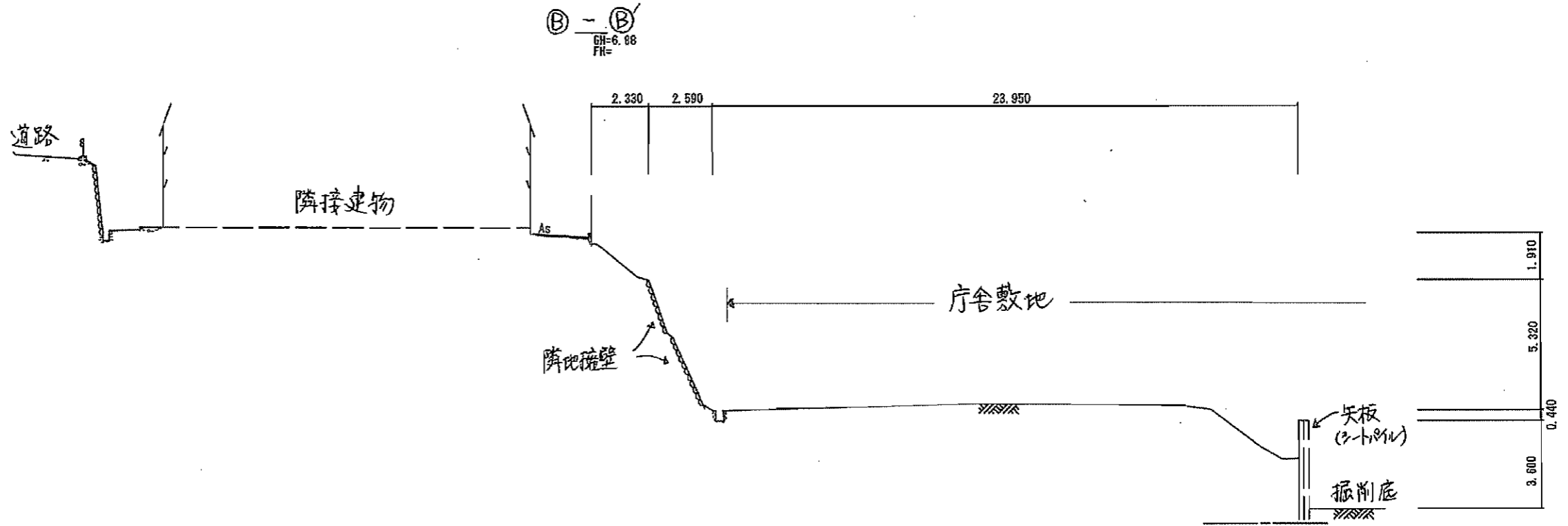
⑤

①

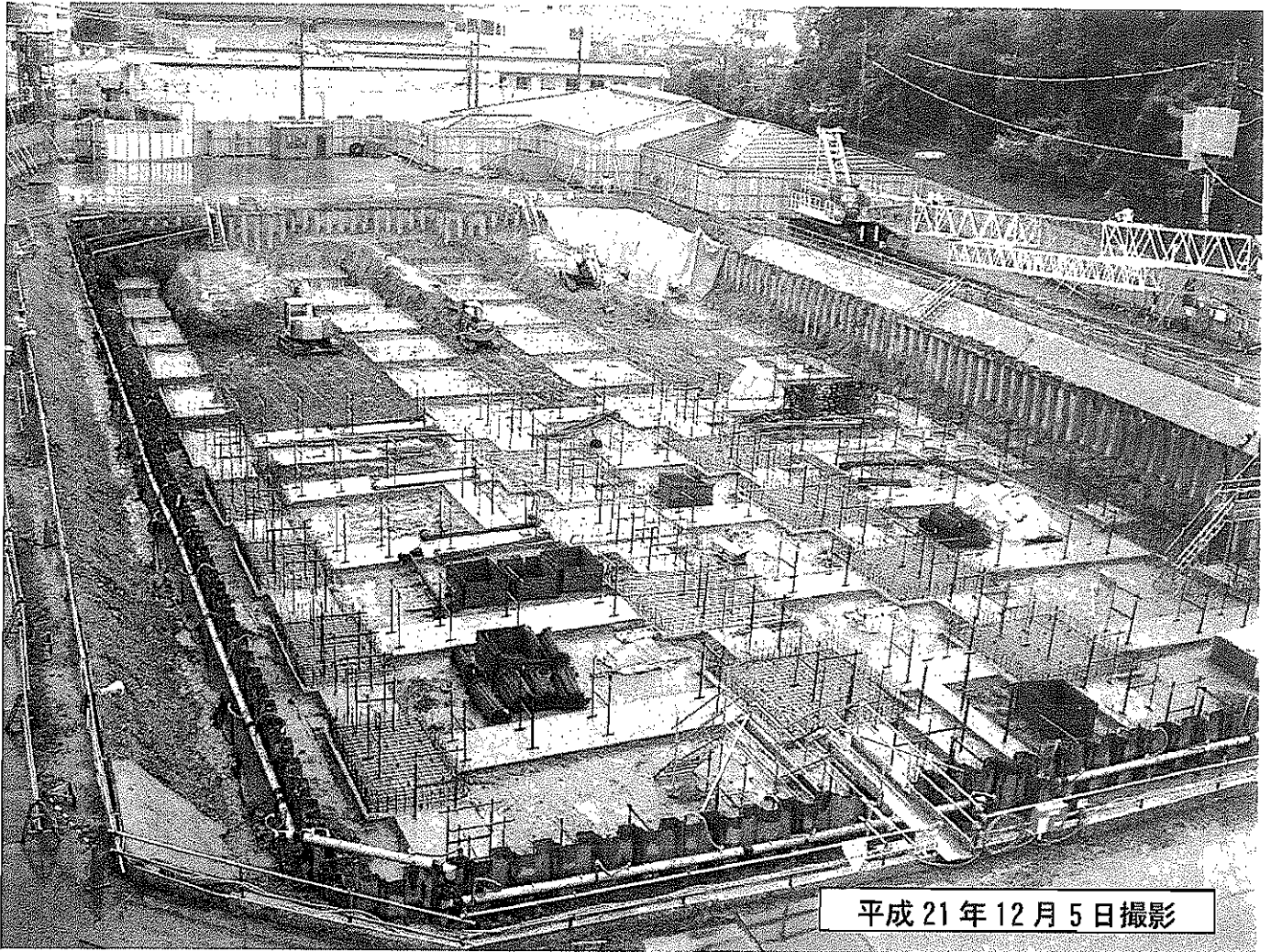
③

④

57



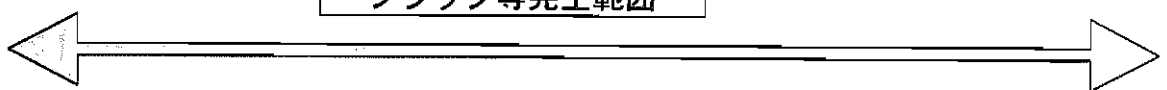
| | |
|-----|-------------|
| 工事名 | |
| 図面名 | 横断面図 |
| 年月日 | 平成21年12月7日 |
| 尺 寸 | 1:100 角番号 2 |
| 会社名 | |
| 事務所 | |



①

平成 21 年 12 月 5 日 撮影

クラック等発生範囲



②



平成 21 年 12 月 5 日 撮影



③



④

⑤



押えコンクリート

石積み擁壁

平成 21 年 12 月 2 日 撮影

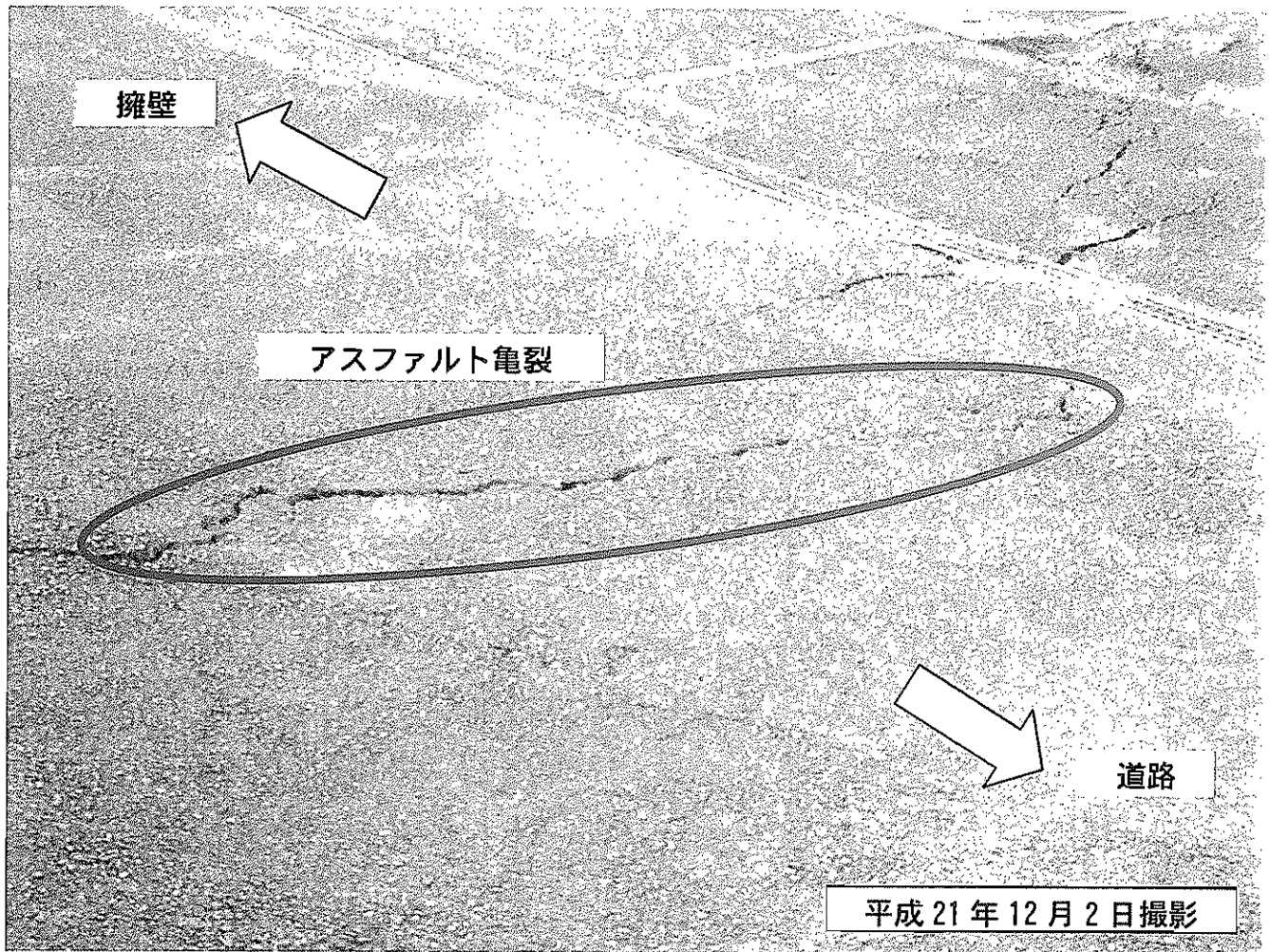
⑥



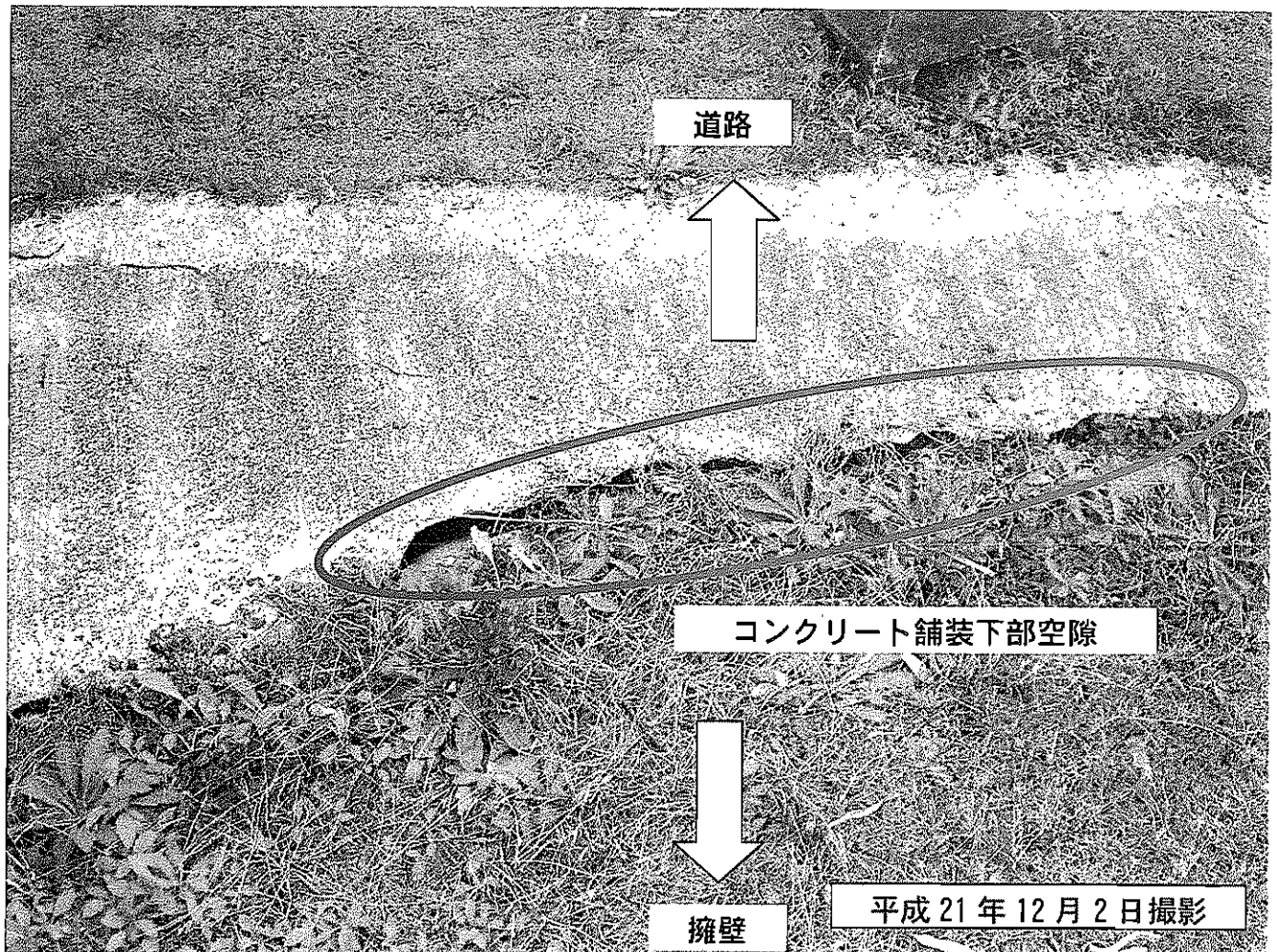
押えコンクリート

石積み擁壁

平成 21 年 12 月 2 日 撮影



7



8

⑨



⑩

